

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第一一節 駐留軍労働者の争議

一九五三年八月に初めての全国的規模のゼネストをおこない(本年鑑第26集参照)文字どおり国の内外を大きくゆるがした駐留軍関係労働者(五四年四月現在、一七四、七一〇人)は、特別退職手当闘争を中心として本年も果敢な闘争をくりひろげた。

組織上は駐留軍労働者は四つに分裂している。一九五四年一月、全駐労と全日駐との合同がおこなわれたが(本年鑑第27集参照)、全日駐が分裂したため実際にはその半数余りがなお日駐労として別の組織をもち、また一九五三年の闘争の際に関駐労が分裂したままになっている。そのほか全労会議の中心組合である全日海にもいくらかのLSOが入っている。全駐労はそのうち過半数の労働者を含み、かつ総数の減少にもかかわらず全駐労の組織は拡大されているが、しかもなお駐留軍労働者が四つの組織に分裂していて駐留軍労働戦線の統一が実現されていないことは、闘争に重要なさしさわりをまねいている。

全駐労第九回大会

駐留軍労働組合の中心組織である全駐労(駐留軍労働組合)は、春の定期大会を迎えるにあたり、その当面する情勢として、次のような各種多様な紛争問題を懸案としてもっていた(「全駐労」五四・五・二五号)。

- 1、三年越しの契約改訂はどうなるのか。
- 2、軍は一方的に労働政策指令などを実施しているではないか。
- 3、いま年度末を控えて千数百名の首切りがでている。七月以降予算削減でさらに大量の首切が出るのではないか。
- 4、空軍、海軍に保安解雇が続出し、解雇理由も示さない。

5、兵庫、大阪、神奈川の地労委救済命令は三つとも軍が拒否して、中労委にもちこんでいる。しかも兵庫柴田君のケースは中労委が和解勧告をしたのに対し、軍はこれも拒否している。

- 6、小倉の給与調整など約束したものを破棄して実施しない。
- 7、佐世保のジョスコの危険作業手当を二月から一方的に剥奪している。
- 8、地方的に職種変更、賃下げを打ち出している。
- 9、給与不均衡是正をストップした「ハル指令」は一一四八号は制約していないといいながら、こんどは解釈問題をもち出して実質的に調整を不可能にしている。

第九回定期全国大会は、五月一四、一五、一六日の三日間、東京で開かれた。論議の中心は「一

九五四年運動方針案」であったが、同案は今後の組合の方向を決定するものだけに、白熱した討議がかさねられた。最初、本部原案の「国際自由労連加盟を検討する」提案をめぐって賛否両論で紛糾したが、結果は「原案は加盟を前提として書かれたものでないことを確認する」ことで意見の調整ができた。原案は結局運動方針小委員会に付託して詳細検討の結果、執行部提案を一部修正の上、小委員会案通り可決された(賛成一五二、反対七二)。これによって、新たに「特別退職手当の八〇%増額闘争に、全国的規模の実力行使を含む強力な闘争を計画する」ことを挿入し、これを明文化した。

つづいて新役員を選出し、また労働戦線の統一について過半数の労働者が全駐労に結集したので、大会で左のごとき過半数組織の宣言を行った。

大会(過半数組織)宣言。

MSAを受け入れた日本の独占資本は、汚職にくち果てんとする吉田反動内閣を駆り立てていよいよ公然たる再軍備を開始し戦争への道をひらくため憲法改悪まで企んで来た。狂暴化した反動勢力は一連の反動立法による基本的権利の制限や、職場における職制の圧迫による組合活動の暴圧などによって労働者に犠牲を強要してきている。

占領以来九年間、敗戦に義務づけられた労働を営々として果して来た駐留軍労働者の上にも、大きな危機が迫っている。

占領下に結ばれた片務的労務基本契約はいまだに改められず、二〇余万に及ぶ基地労働者は日本の法律の完全な保護さえ受けられない、みじめな状態におかれている。

相次ぐ大量の首切り、労働強化、勤務時間削減による減収、一方的な保安解雇の続出等はいよいよ不安感を増大しつつあり、特に賃金ストップのハル指令は組合の賃金闘争に対する弾圧拒否指令であり、情勢は極めて重大である。しかも軍は権力を以て、すべての問題を一方的に押切らんとする頑迷な態度であり、共同管理に当る日本政府また自主性なく徒らに解決を遷延せしめている。九年余に亘って積み上げてきた既得権は横暴な軍の措置によって一つ一つ剥奪され特に危殆に頻せんとしている。

われわれはこのような困難な条件下に苦闘をつづけながら組織の拡大と駐留軍労働戦線の統一に努力してきた。この努力は実を結びいまや二十二の都道府県において間接雇用制度の労働者に関してはアメリカ軍関係も、英連邦軍関係も共に過半数の労働者が全駐労の旗の下に結集し、PX・ダイレクト・ハイヤーも続々と参加している。

この厳然たる事実は、政府も軍も、否定し抹殺することはできない、われわれはここに駐留軍労働者の過半数の意志を代表する組合であることを高らかに宣言する。
(中略)

われわれは過半数組織宣言を新しき起点として、恵まれざる駐留軍労働者とその家族の生活を守るためさらに多くの労働者とともに苦難な闘いを切り開いて日本の平和と独立と自由を闘いとるため大きな前進を開始することを誓う。

右宣言する

一九五四年五月十六日

全駐労第九回定期大会

大会後直ちに中闘は左のことを統一的闘争項目としてとりあげ指令第一号を発した。

- 一、夏季手当一カ月分の獲得
- 二、首切り反対と八割増の退職手当の要求
- 三、ハル指令の撤回と不均衡是正の実施
- 四、英連邦軍関係労働者の間接雇用切替促進

五、軍直労働者の統一的条件の要求、宿舍要員の労働保護

中でも緊急なのは、まじかに予想される大量の人員整理と、これにたいする退職手当の問題であった。中闘は、六月一六、一七、一八日に開かれた全国知事会議に要請書を提出したが、その結果全国知事会議が満場一致で次のような要請文を政府に提出することを決議したなど、事態は重大なものとなっていたのである。

(駐留軍労働者の大量解雇に伴う対策樹立に関する要請書)

昭和二十九年度において駐留軍労務者を大幅に削減し業務量の減少、大量人員整理が行われんとしているが、今後駐留軍は漸減すると共に一般産業経済界の不況は更に深刻化する傾向にあるため、これら解雇者の再雇傭あるいは配転職の道は真に暗澹たるものがある。

最近全国に亘って約五千名以上の人員整理の発表があったが、今後共逐次全国的に増加するに非ずやと憂慮せられる次第であり、今後重大なる労働問題である。

よってこの際政府は駐留軍との協議を密にし、合理的な人事管理を実施し雇傭の安定を期すると共に、特別退職手当に関しては行政整理における場合と同様、八割増支給の措置を講じ、転業資金の貸付その他一般失業対策についても更に適切なる対策を樹立せられたい。右要請する

昭和二十九年六月十六日

全国知事会議

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
